

令和5年3月22日

保護者各位

恩納村教育委員会
教育長 當山欽也
(公印省略)

コロナ禍における学校教育の対応について（お知らせ）

平素より本村の教育活動にご理解とご協力をして頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の対応について恩納村教育委員会では、これまで国、県の方針に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止に継続して取り組んで参りました。国の方針では、5月の連休明け（5/8）から、感染症のレベルを下げる事が報道されています。よって、それまでの間については、コロナ禍における学校教育を下記の様に対応して参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお、感染状況によっては、その都度状況に合わせて変更し、お知らせして参ります（下線部分は前回と変更になった部分です）。

記

1. 期間：令和5年4月1日(土)～令和5年5月7日(日) ※状況により変更があります。
2. 対象範囲：恩納村立幼稚園、小学校、中学校
3. 対応について

※ 新型コロナウイルス感染症が減少状況にあるうちは、学校内（うんな中の登下校バスの中も含む）でマスク着用はしなくても良いと致します。ただし、風邪等の体調不良時・新型コロナウイルス濃厚接触者・同居家族がインフルエンザ等出席停止の感染症に罹患した場合は、マスク着用を宜しくお願い致します。

(1) 「新型コロナウイルス感染症」未然防止の取組

① 幼稚園、学校の取組み

- ・ 3密の回避
- ・ 健康観察の徹底
- ・ 手洗い、うがいの励行
- ・ 換気
- ・ 園内、校内の消毒
- ・ 職員には、マスクを着用するように依頼しています

② 各家庭の取組

- ・ 毎日の検温（登園前・登校前）
- ・ 手洗い、うがいの励行
- ・ バランスのとれた食事
- ・ 規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）
- ・ 3密の回避

(2) 体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて

※学校と相談を密にお願い致します。

- ① 体調不良がある場合は、欠席し、体調を整えてから出席して下さい。
- ② 保護者が幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の疑い等を理由に欠席を申し出た場合は、状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができます。

(3) 新型コロナウイルス感染症に幼児児童生徒や同居の家族等が罹患した場合**※学校と相談を密にお願い致します。**

- ① 幼児児童生徒本人が、罹患した場合は、保健所や医師の**療養終了等の**指示があるまでは、出席停止です。
- ② 同居の家族等が罹患した場合は、その罹患者と幼児児童生徒の感染予防を行った上で、5日間の出席停止。または、その幼児児童生徒は、最終接触から2日目、3日目の2回の抗原検査（自己負担）で陰性の場合、3日目から登校できます。最終接触日から7日間は、ハイリスク行動を控えるようにして下さい。

(4) 学校関係職員が罹患した場合

- ① 教職員が罹患した場合は、保健所、医師の指示に従い、出勤を控えます。そのため学級閉鎖等もあり得ますのでその際は、ご協力をお願いします。
- ② 給食センター職員が罹患等した場合は、保健所、医師の指示に従い、相当期間の給食センター閉鎖を行います。その期間、幼児児童生徒は、弁当持参等の対応を保護者の皆さんに依頼しますので、ご対応を宜しくお願い致します。

(5) 臨時休校について

新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生するなど、保健所や医師が臨時休校の指示、助言があった場合は、その指示に従い、相当期間の臨時休校を行います。

(概 略)

※ 保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康状況等について各学校等と情報連携をし、相談をお願いします。

※ 新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者は、人との接触の場へは、マスクの着用をお願いします。

	事例	幼稚園・小・中学校の出席扱い等に関する対応
①	幼児児童生徒が陽性者となった場合	○ 医師や保健所の <u>療養終了等の指示・指定の日まで</u> は出席停止となります。
②	同居の家族が陽性者となった場合	住居内で感染対策を行ってください ○ 陽性者と感染予防を行った上で、5日間の出席停止となります(6日目から登校可能)。 ○ ただし、最終接触から2日目、3日目の2回の抗原検査(自己負担)で陰性の場合は、3日目から登園・登校できます。 ○ <u>最終接触日から7日間は、ハイリスク行動(部活動等、多人数の場への参加や高齢者等への接触など)を控えるようにして下さい。</u>
③	幼児児童生徒が体調不良の場合	○ 体調が整うまで欠席して下さい。
④	保護者の判断で、幼児児童生徒が、新型コロナウイルス感染症の疑い等がある場合	○ 場合によっては(幼児児童生徒が濃厚接触者と判断されるような事案等)、校長等の判断によって出席停止とすることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で登校させない場合は、欠席扱いとなります。
⑤	同居の家族等が体調不良の場合に、その幼児児童生徒の対応	○ 場合によっては(幼児児童生徒も濃厚接触者と判断されるような事案等)、校長等の判断によって出席停止となることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱いとなります。
⑥	その他、新型コロナウイルス感染症について不安がある場合	○ 状況を保護者から聞き取り、校長等の判断によっては、相当の期間を出席停止とすることがあります。 ○ それ以外で保護者の判断で登校させない場合は、欠席扱いとなります。
⑦	<u>【新設】</u> 幼稚園・学校内等で陽性者と接触した場合	○ <u>無症状の幼児児童生徒は、マスクを着用して登園、登校して下さい(7日間はハイリスク行動は避ける)。</u> ○ <u>有症状の幼児児童生徒は、医療機関を受診してください。陽性の場合は、出席停止とします。陰性の場合は、体調が整うまでは、欠席してください。</u>